第二十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により第二十二条第一項各号に掲げる裁定の請求を行う場合においては、厚年規則若しくは厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の規定により請求書に添えなければならないこととされている共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であった期間を確認した書類若しくは厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の規定により請求書に添えなければならないこととされている共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者であった期間を確認した書類又は昭和六十一年改正省令附則第十四条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚年規則若しくは昭和六十一年改正省令附則第二十一条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船保規則の規定により請求書に添えなければならないこととされている通算対象期間を確認した書類については、添えることを要しない。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十四号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

様式第八号10①の表中

46,000円					
46,001円 ～50,999円					
51,000円					

を

46,000円					
46,001円 ～50,999円					
51,000円					

に改める。

様式第八号10②の表中

23,000円					
23,001円 ～25,499円					
25,500円					

を

23,000円					
23,001円 ～25,499円					
25,500円					

に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第十二条第四項第二号、第五項及び第十項、第二十三条第二項、第三十条第七項、第三十四条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条第五項第二号二及び第三号ト、第五十一条並びに第五十六条の規定に基づき、日本年金機構の業務運営に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

日本年金機構の業務運営に関する省令

（個人情報）

第一条　日本年金機構法（以下「法」という。）第十二条第四項第二号の厚生労働省令で定めるものは、死亡した個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とする。

（監査報告の作成）

第二条　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　日本年金機構（以下「機構」という。）の理事及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（服務の本旨の遂行に関する誓約）

第三条　機構の役員及び職員に任命された者は、遅滞なく、法第二十三条第一項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面に署名して、任命権者に提出しなければならない。

（年金委員の推薦）

第四条　法第三十条第一項の規定による年金委員の推薦は、機構が年金委員候補者名簿を作成し、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（中期計画の認可の申請等）

第五条　機構は、法第三十四条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、当該中期計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　機構は、法第三十四条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（年度計画の記載事項等）

第六条　法第三十五条に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。